

【解説】DPC の機能評価係数Ⅱ・地域医療指数等の確認に必要な手続きを定めた通知が発出されました。10月1日からの適用で、従前の通知(平成28年9月30日付け保医発0930第2号)は9月30日限りで廃止されました(変更箇所を下線で示します)。

(「DPC 点数早見表 2017 増補版」p.457～459)

1. 地域医療指数(体制評価指数)等の確認について

(1) 地域医療指数とは、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」(平

成24年厚生労働省告示第165号)に定める機能評価係数Ⅱの項目である地域医療指数を算出する評価指標であり、地域医療計画等における一定の役割を評価する体制評価指数と、地域で発生する患者に対する各病院の患者のシェアを評価する定量評価指数で構成される。

- (2) 地域医療指数(体制評価指数)等の確認とは、確認の対象となる病院の毎年10月1日(以下「基準日」という)における評価項目の参加又は指定等の状況、施設基準の届出状況等を確認するものである。
- (3) 「DPC 制度への参加等の手続きについ

て」〔平成28年3月25日付け保医発0325第7号(最終改正：平成29年7月28日付け保医発0728第1号)〕。以下、「制度改正通知」というの第1の1(1)に掲げる病院(DPC対象病院)又は直近の診療報酬改定に合わせて制度改正通知の別紙1「DPC制度への参加に係る届出書」を提出したDPC準備病院は、地域医療指数(体制評価指数)等の確認に係る手続きをしなければならない。

2. 地域医療指数(体制評価指数)の評価項目

- (1) 以下の事業への参加又は指定等の状況により評価する。



①救急医療

- ・病院群輪番制病院、共同利用型病院〔医療計画において第二次救急医療機関として記載されている病院であって、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)の要件を満たす病院〕。
- ・救命救急センター〔「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に規定されている病院〕。

②災害時における医療

- ・災害拠点病院〔「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号)に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)〔「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」(以下「疾病・事業及び在宅医療指針」という)中、「災害時における医療体制の構築に係る指針」に規定するチーム〕。なお、都道府県又は政令指定都市が独自に認定する災害派遣医療チーム(DMAT)は届出の対象外とする。

③広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

- 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づき、都道府県又は都道府県の委託を受けた法人が整備、運営する広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に医療施設の状況を入力可能な病院。なお、都道府県が運営する「救急医療情報システム」のみの参加は届出の対象外とする。

④へき地の医療

- ・へき地医療拠点病院〔「へき地保健医療対策等実施要綱」(平成13年5月16日付け医政発第529号)に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付け医政発0331008号)に基づき、業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院。
- ・「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日付け医政発0331008号)に基づき業務の区分「へき地医療」の要件以外の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院又は社会医療法人ではない病院であって、当該通

知別添1の業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院。

⑤周産期医療

- ・総合周産期母子医療センター〔「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により指定された病院〕。
- ・地域周産期母子医療センター〔「疾病・事業及び在宅医療指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」に基づき、都道府県により認定された病院〕。

⑥がん診療連携拠点病院等

- ・がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院)、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院〔「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成26年1月10日付け健発0110第7号)に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた病院〕。なお、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院及び東病院は、「都道府県がん診療連携拠点病院」とみなす。
- ・小児がん拠点病院〔「小児がん拠点病院等の整備について」(平成24年9月7日付け健発0907第2号)に基づき、厚生労働大臣の指定を受けている病院〕。

- (2)「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表に掲げる以下の項目の届出状況により評価する。ただし、施設基準を満たしていれば届出を不要とされている項目については、平成29年10月1日時点において、算定できる状況に有る場合に評価する。

- ・A205 救急医療管理加算
 - ・A246〔注4〕地域連携診療計画加算(退院支援加算)(脳卒中を対象とする)
 - ・B009〔注14〕地域連携診療計画加算〔診療情報提供料(I)〕(脳卒中を対象とする)
 - ・B005-6 がん治療連携計画策定料
 - ・B005-6-2 がん治療連携指導料
 - ・A205-2 超急性期脳卒中加算
 - ・A230-3 精神科身体合併症管理加算
 - ・A311-3 精神科救急・合併症入院料
- また、医療資源を最も投入した傷病名が「急性心筋梗塞」であり、予定外の入院であって時間外対応加算(特例を含む)、休日加算、深夜加算が算定され、入院2日目までに経皮的冠動脈形成術等

(K546、K547、K548、K549、K550、K550-2、K551、K552、K552-2)のいずれかが算定されている症例の診療実績により評価する。

3. 地域医療指数(体制評価指数)等の確認に係る手続について

地域医療指数(体制評価指数)等の確認は以下の手順で行う。

- ①1の(3)に該当する病院は、地域医療指数(体制評価指数)の評価項目の参加又は指定等状況を、様式1「救急医療等の参加状況について」(以下、「様式1」という)により、平成29年10月16日(月)までに病院の所在地を管轄する都道府県衛生主管部(局)に提出する。
- ②都道府県衛生主管部(局)は、がん対策主管部(局)と連携の上、病院から提出された様式1について、都道府県における登録状況等を記入して提出病院に回答する。ただし、様式1の項目4「へき地の医療」の「②社会医療法人認定における地域医療の要件」についての回答は不要とする。
- ③様式1の回答を受けた病院は、様式1及び様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」(以下、「様式2」という)を、平成29年11月30日(木)までに病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局医療課に提出する。
- ④地方厚生(支)局は、提出された様式2の内容を確認し、様式1及び様式2を平成29年12月19日(火)までに厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑤厚生労働省保険局医療課において、地方厚生(支)局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各医療機関への内示と医療機関別係数(機能評価係数Ⅱ)に係る告示を行う。

(参考資料)平成29年度地域医療指数(体制評価指数)等の確認手続

- ①各病院は、様式1「救急医療等の参加状況について」を病院の所在地を管轄する都道府県に提出する。
- ②都道府県は、提出された様式1の都道府県における登録状況を確認し、その結果について各病院に回答する。
- ③各病院は、都道府県から回答のあった様式1と、様式2「施設基準の届出状況等に係る報告」を病院の所在地を管轄する地方厚生(支)局に提出する。
- ④地方厚生(支)局は、提出された様式2

救急医療等の参加状況について（基準日：平成 29 年 10 月 1 日）

様式 1

施設コード _____ 都道府県名 _____ 保険医療機関の名称 _____

1. 救急医療等の参加状況について

項目	要件	医療機関の届出状況 ※		都道府県の登録状況 ※※		
		参加・指定等状況 有	無	参加・指定等状況 有	無	都道府県の確認部署名
4. へき地の医療	①へき地医療拠点病院の指定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
	②社会医療法人認定における地域医療の要件					
	(1)業務の区分「へき地医療」の要件を満たすことにより社会医療法人の認定を受けている病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2)①以外の社会医療法人の病院又は社会医療法人以外の病院であって、業務の区分「へき地医療」の当該業務の実績における基準に該当している病院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(ア) へき地診療所への医師派遣	派遣実績	人日			
(イ) へき地医療における巡回診療	診療実績	人日				

2. 医療法上の許可病床数について

厚生労働省保険局医療課長 殿

施設基準の届出状況等に係る報告（基準日：平成 29 年 10 月 1 日）

様式 2

施設コード _____ 都道府県名 _____ 保険医療機関の名称 _____

1. 施設基準の届出状況（該当する項目にチェックすること）

項目	医科点数表に規定する診療料	基準日における届出等状況		確認部署名 ※ 地方厚生(支)局にて記入
		有	無	
精神科身体合併症の受入体制	A230-3 精神科身体合併症管理加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	A311-3 精神科救急・合併症入院料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2. DPC 算定病床数（該当する区分等にチェックするとともに、病床数を記載すること）

医科点数表に規定する診療料	区分等	病床数	確認部署名 ※ 地方厚生(支)局にて記入
A100 一般病棟入院基本料	<input type="checkbox"/> 1 (7 対 1) <input type="checkbox"/> 2 (10 対 1) <input type="checkbox"/> 3 (13 対 1) <input type="checkbox"/> 4 (15 対 1)	床	
	<input type="checkbox"/> (7 対 1 夜勤時間超過減算) <input type="checkbox"/> (10 対 1 夜勤時間超過減算) <input type="checkbox"/> (13 対 1 夜勤時間超過減算) <input type="checkbox"/> (15 対 1 夜勤時間超過減算)		
	<input type="checkbox"/> (7 対 1 夜間特別入院基本料) <input type="checkbox"/> (10 対 1 夜間特別入院基本料) <input type="checkbox"/> (13 対 1 夜間特別入院基本料) <input type="checkbox"/> (15 対 1 夜間特別入院基本料)		
	<input type="checkbox"/> 病棟群単位による届出 (7 対 1, 10 対 1) <input type="checkbox"/> 特別入院基本料 <input type="checkbox"/> 通則 8 の規定に該当		
A104 特定機能病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 1 のイ (7 対 1) <input type="checkbox"/> 1 のロ (10 対 1) <input type="checkbox"/> 通則 8 の規定に該当	床	
A105 専門病院入院基本料	<input type="checkbox"/> 1 (7 対 1) <input type="checkbox"/> 2 (10 対 1) <input type="checkbox"/> 3 (13 対 1) <input type="checkbox"/> 通則 8 の規定に該当	床	
合 計		床	

(注 1) DPC 算定病床数について、休止病床は考慮せず、地方厚生(支)局への医療保険届出病床数を記載すること。
 (注 2) DPC 算定病床数について、入院基本料 (A100 から A106) には特定入院料 (A300 から A317) 及び短期滞在手術基本料 (A400) を算定する病床は含まない。

3. 高度・先進的な医療の提供（該当する病院のみ入力）

6. 病院情報の公表状況（公表している病院のみ入力）

項目	「病院情報の公表」Web ページの URL
自院のホームページ上でデータの集計値を公表している病院	

7. 今後の合併・分割及び病床数の増減予定（該当する病院のみ入力）

合併等の区分	合併等の時期	申請書の提出時期
	平成 年 月頃 (予定)	平成 年 月頃 (予定)

厚生労働省保険局医療課長 殿

の内容を確認する。

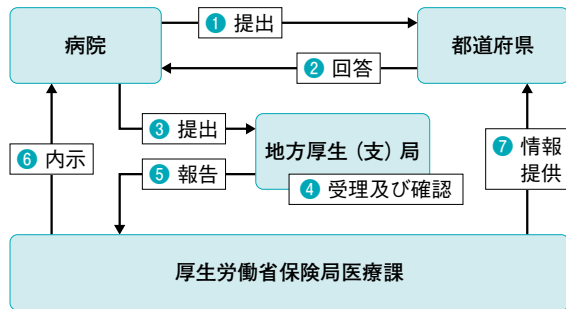
- ⑤ 地方厚生(支)局は、様式 1 と様式 2 を厚生労働省保険局医療課に報告する。
- ⑥ 保険局医療課において、地方厚生(支)

局からの報告内容を基に集計を行い、地域医療指数(体制評価指数)等を確定し、各病院への内示と医療機関別係数に係る告示を行う。

- ⑦ 保険局医療課は、集計結果について、都道府県に情報提供を行う。



【確認手順図】



【スケジュール】

		日 程
平成 29年	10月	①各病院は「様式1」を都道府県に提出する〔10月16日(月)まで〕
	11月	②都道府県は「様式1」の確認結果を病院に回答する ③各病院は都道府県の確認を得た「様式1」と「様式2」を地方厚生(支)局に提出する〔11月30日(木)まで〕
	12月	④地方厚生(支)局は「様式2」を確認する ⑤地方厚生(支)局は「様式2」の確認結果と「様式1」を厚生労働省保険局医療課に報告する〔12月19日(火)まで〕
平成 30年	1～	厚生労働省において地域医療指数(体制評価指数)等の集計を行う
	2月	⑥平成30年度医療機関別係数を各病院に内示
	3月	平成30年度医療機関別係数に係る告示
	4月以降	⑦都道府県に確認結果を情報提供する